

EU における製造物安全制度

改正された EU 製造物安全一般指令（2001/95/EC）

ロンドン・センター

本レポートは2004年6月17日にジェトロ・ロンドンが主催した、法務・労務セミナーにおいて、クリフォード・チャンス法律事務所が EU における製造物安全制度について講演した要旨を取りまとめたものである。改正 EU 製造物安全一般指令を概説する一方、EU および英国内での効果的なロビーイング活動に関するポイントをまとめている。強制的リコールを定めた改正 EU 製造物安全一般指令は、加盟国の多くでまだ国内法化されていないが、一部加盟国で発生した安全性の問題が、全加盟国に適用される可能性も指摘されている。今後、製造物の安全性対策として、EU 域内生産者が多額のコストを負う可能性があり、改正 EU 製造物安全一般指令の内容と、各国の導入状況を把握しておくことは重要な課題である。

目 次

1 . はじめに	2
2 . 改正された EU 製造物安全一般指令	2
3 . 主要な変更点	4
4 . EU 指令	5
5 . 改正された EU 製造物安全一般指令の国内法化の進展状況 - EU 一般	6
6 . 改正された EU 製造物安全一般指令の国内法化の進展状況 - 英国の場合	7
7 . ロビーイング	7
8 . 結論	9

1. はじめに

2004年5月1日に10カ国が新しくEUに加盟したことは、EU域内において製品を販売する製造者に明らかに多大な影響を及ぼすであろう。経済圏の地理的な拡大は、EU域内における消費者数の増加（EUの人口は約4億5,300万人に増加）を意味するだけでなく、EU法（特に、安全ではない、あるいは欠陥のある製品に関する民事および刑事制度）が適用される市場の数の増加を意味する。EU域内において製造および流通される製品の安全性について規定する2つのEU一般指令や数多くの特定の製造物安全規則（例えば、玩具や電気器具などの一定の分類あるいは種類の製造物を規制）が、現在では25カ国で適用されるということである。

これらの2つのEU一般指令は、「EU製造物責任指令」および「EU製造物安全一般指令」である。EU製造物責任指令は、消費者が欠陥のある製造物により損害を被った場合、その生産者あるいは流通業者に対して民事上の厳格責任を規定するものである。一方、EU製造物安全一般指令は、生産者および流通業者が「安全ではない」製造物を市場に供給しないという義務を課すものであり、生産者および流通業者がこの義務を遵守しない場合には、刑事責任が生じる。なお、EU製造物安全一般指令は、独自の規則により完全に規制される製造物（食品の安全性に関する新しいEU規則“Regulation 178/2002/EC of 28 January 2002”により規制される食品、薬品および医療機器など）には直接関連性がないことに注意する必要がある。

本レポートでは、「安全ではない製造物を市場に供給しない」という義務を課す、EU製造物安全一般指令について検討する。同指令は1992年に制定され、2001年12月に改正された。以降、改正されたEU指令を考察し、主要な変更点に焦点をあてる。

2. 改正されたEU製造物安全一般指令

2.1 製造物

改正されたEU製造物安全一般指令“Directive 2001/95/EC”の目的は、「存在する、すべての製造物のために法律上の枠組みを提供し、既存の法律の条項を補完すること」である。同指令は、ビジネスにより供給された製品あるいは消費者向け製品などのすべての製造物に適用される。例えば、衣料品、自動車、園芸用の農薬、日曜大工用の道具など、非常に広範囲の製造物が含まれる。

しかし、改正された EU 指令は、特別の法律によりすでに規制されている消費者向け製造物（玩具など）には部分的にしか適用されない。つまり、改正された EU 指令における製造物の安全性判定基準に関する条文は、これらの製造物には適用されないが（他の法律によりすでに規定されているため）消費者への情報提供や製造物の（強制的な）リコールについての条文は適用される。例えば、食品および飲料に関しては、食品の安全性に関する最近の規則が食品の安全性に関して包括的な条項を規定しているため、改正された EU 指令は、これらの製造物に関しては実際には関連性がない。

改正された EU 指令は、「基本的に消費者向けの製造物ではないが、合理的に予見できる条件の下で、消費者により使用される可能性が高い製造物」にも適用される。具体的には、電動工具や園芸用機械など特定の製造物がこれに該当する。サービスが提供される過程において提供される製造物も、同指令の適用範囲である。例えば、スポーツ・ジムにおけるトレーニング用機器や美容院で用いられるシャンプーなどである。

2.2 安全な製造物

改正された EU 製造物安全一般指令は、以前の EU 指令で規定されていた、安全性に関する一般義務を強化するものである。生産者および流通業者は、安全な製造物のみを市場で供給する義務を負う。同指令は「安全な製造物」に関して、「通常の、または合理的に予見できる使用条件の下で、その製造物を使用しても全く危険がない、あるいはその使用と矛盾しない最小限の危険しか与えない」と定義する。

製造物が安全であるかどうかについて決定する場合、以下の要素が考慮される。

- ・ 製造物の特徴（組成、包装および使用方法の表示など）
- ・ 一緒に使用されることが予測される他の製造物に対する影響
- ・ 製造物の体裁（ラベルや警告の見地から）
- ・ その製造物を使用する場合に危険にさらされる消費者のカテゴリー（特に子供や老人）

2.3 生産者および流通業者の義務

安全な製造物のみを市場で供給する一般的な義務に加えて、生産者および流通業者は、以下の義務も負う。

- ・ 自社製造物の危険性について通知されるシステムを確立し、また、これらの危険性を回避する適切な行動をとる。
- ・ 消費者に対して、生産者の身元と詳細、製造物を識別できるような表示あるいは製造

物番号を提供する。これは、製造物本体あるいは包装に記載することができる。

- ・ 苦情を調査し記録する。場合により、製造物をモニターし、サンプル・テストを行い、流通業者に対して（苦情主が流通業者の場合は生産者に対して）モニタリングの結果について通知する。
- ・ 市場に出された製造物が消費者にとって「安全ではない」と認識した、あるいは認識するべきであった時点において、EU 加盟国の所管機関に直ちに通知し、消費者を保護するために採用された措置の詳細を提出する。
- ・ 生産者が必要であると考える場合や、所管機関により要求された場合に、製造物のリコールあるいは回収を行う。

3．主要な変更点

3.1 製造物のリコール

改正された EU 製造物安全一般指令の最も重要な変更点の1つは、強制的リコール権の導入である。同指令により、リコール以外に消費者を保護する手段がない場合、あらかじめ消費者からのリコールに対する準備を整えておくという新しい義務が生産者に課される。また、必要であれば、最終手段として実施機関がリコール命令を下す権限を与える。

つまり、各所管機関は、すでに市場に出された危険な製造物の回収を命令、あるいは（いまだ市場に出されていない製造物について）回収を行い、消費者に注意を呼びかけることができる。あるいは、消費者の手に渡った製造物をリコールすることを命令・組織し、生産者と流通業者と協力して組織的な対応をすることができる。最終的に、もし必要であれば、所管機関は欠陥のある製造物の廃棄を命令することができる。市場から回収された製造物は、EU 域外に輸出されることは禁止される。

3.2 RAPEX システム（高速情報交換制度）

改正された EU 製造物安全一般指令は、欧州における実施機関のネットワーク運用、EU 加盟国間の情報交換制度である RAPEX システムを通じて、欧州委員会による市場の監視と執行に関するより良い協力関係の促進と調整を奨励するものである。これにより、ある加盟国の所管機関がある製造物のリコールを行った場合、EU 全域における同製造物の迅速なリコールを実施することができる。しかし、加盟国間の情報交換の調整方法はいまだ不明確であり、複雑な問題を孕む課題となっている。危険性に関する最新の情報を保持し、

要求があり次第その情報を提供できるよう準備するという多大な義務を生産者に課すことは明らかである。

欧州委員会は、RAPEX システムの運営に関するガイダンスを発行した。このガイダンスは、EU 加盟国の所管機関が、安全ではない製造物に関する情報を RAPEX システムに提供するタイミングに関する基準を設定している。この点について EU 加盟国が考慮に入れなくてはならない要素は、「明らかになった危険性がまだ報告されていない新種の危険性であるか」、あるいは、「新しい種類の製造物または新しい組み合わせの製造物に関する危険性であるか」ということである。

ガイダンスはまた、所管機関による製造物の危険度の判断基準を 2 段階で規定している。第一は、危険性の度合いの判断と衛生安全に対する危険性の予測である。第二は、その製造物により危険にさらされる可能性のある人々の評価である。非常に毒性の高い子供用玩具を例にとってみると、この基準を適用した場合、非常に危険性が高いと判断される。なぜなら、危険性はこの玩具に内在するものであり、被害を与える可能性が非常に高く（第一段階）、被害を受ける消費者は被害を被りやすいカテゴリー（子供）に属するから（第二段階）である。

3.3 各国法制度との整合性

改正された EU 製造物安全一般指令は、各国国内法との整合性に関しても規定している。製造物の安全について各加盟国における国内規則および自主基準を遵守する場合、EU レベルでも製造物が安全であると推定される。

4 . EU 指令

改正された EU 指令について述べてきたが、ここで、EU 法における EU 指令の意義について簡単に説明する。EU 指令は、欧州委員会により準備され、その後、閣僚理事会および欧州議会により制定される。各 EU 指令は達成されるべき目的について概略を示すが、目的達成の手段については EU 加盟各国の政府に任される。従って、各 EU 指令は、各加盟国により国内法化される必要がある。通常、各指令の国内法化期限が指定される。もし加盟国政府が EU 指令を期限内に国内法化できない場合は、以下の 2 つの措置がとられる可能性がある。

欧州委員会は、その加盟国に対して、強制手続きを開始することができる。

その EU 指令が、十分に明確、精密、かつ無条件の場合、いわゆる「直接的効果¹」(“direct effect”)を有する。

改正された EU 製造物安全一般指令の国内法化の期限は 2004 年 1 月 15 日であったが、すべての EU 加盟国が同指令を国内法化したわけではない。

5 . 改正された EU 製造物安全一般指令の国内法化の進展状況 - EU 一般

改正された EU 製造物安全一般指令の国内法化の進展状況は、捗々しくない。現時点(国内法化の期限から 5 ヶ月を経過した 2004 年 6 月)でさえ、EU 既加盟 15 カ国のうち、8 カ国のみが同指令の国内法化を完了したにすぎない。2004 年 5 月 1 日、10 カ国が新たに EU に加盟したが、これらの新規加盟国は EU 加盟の一過程として、自国の国内法を既存の EU 法に適合する必要があった(EU 法制度の総体 “the *acquis communautaire* ”)。欧州委員会により作成された監視報告書によれば、チェコのみが、改正された EU 製造物安全一般指令を EU 加盟前に国内法化した。各加盟国の国内法化進展状況の詳細については、添付の表(添付資料 1)を参照されたい。

EU 指令の国内法化に対する取り組み方は加盟国により異なり、国内法化の速度は一定ではない。EU 指令をそのまま国内法に置き換えようとする加盟国がある一方で、より詳細な分析と条項などを検討してから国内法化を目指す加盟国も存在する。

例えば、フランス政府は国内法化に積極的な姿勢を示している。同政府は、改正された EU 製造物安全一般指令およびその他数多くの EU 指令をできる限り早期に国内法化するために、例外的な迅速な手続きの使用許可を、立法府から取得した。

多くの加盟国が、改正された EU 製造物安全一般指令を国内法化していないという事実により、EU 指令の直接的効果の問題を検討する必要がある。前述のように、ある加盟国において国内法化が完了していない場合でも、公共機関に対して EU 指令に基づいて権利

¹ ある EU 指令が直接的効果を有する場合、個人が公共機関に対して、その国内法化されていない EU 指令に基づいて権利を主張できる。さらに各公共機関(裁判所を含む)は、可能な限り EU 指令に基づいて既存の国内法を実施、解釈する義務を負う。

を主張することができたり、裁判所により EU 指令の効果が付与されたりする場合がある。改正された EU 製造物安全一般指令では、第三者（消費者、他の EU 加盟国の所管機関あるいは EU 中央機関など）が、同指令の直接的効果を主張して、同指令が国内法化されていない加盟国において、あるいは、そのような加盟国に対して、ある製造物の強制的なリコールを要求する訴えを提起することが考えられる。しかしながら、そのような訴えが提起される可能性は低く、欧州委員会は「同指令にそのような直接的効果はない」と考えているとのことである。

6．改正された EU 製造物安全一般指令の国内法化の進展状況 - 英国の場合

多くの加盟国において国内法化が遅れている要因を考察するため、英国を例に検討する。

英国貿易産業省（DTI）は、新しい強制的なリコール権限の国内法化が問題分野のひとつであるとしている。英国政府の協議書に回答した企業側は、所管機関がこの権限を熱心に行使しすぎること懸念を示した。一方、実施機関は、1．この権限を誤って使用することに対する潜在的な責任、2．リコール決定に対する上訴に費やされる費用について懸念を表明した。企業側および所管機関の双方は、強制的な製造物のリコールを決定する専門的な審査委員会、あるいはこれらの決定について所管機関に助言する諮問委員会の設置に賛成した。

しかしこれらの代替案は、リコールの決定および上訴の費用に関して、最終的に誰が責任を負うかという、さらなる問題を提示することになる。DTI は、早期に中立的な第三者にリコールの決定を依頼することを計画している。

DTI は、国内法化の予定が遅れている原因として、1．強制的な製造物のリコール手続きの制度化が難航していること、2．新しい規則と既存の法律との調整が難航していることを挙げている。

7．ロビーイング

改正された EU 製造物安全一般指令を国内法化する際に、英国政府へのロビーイングにより、法律に影響を与えることが考えられるが、その機会は過ぎてしまったと考えられている。しかし、法案の文言に対してコメントを述べる可能性は残されている。理想的には、そのようなロビーイングは、非常に早期に始めなくてはならない。会社あるいは個人が英

国および EU レベルでロビーイングを行う具体的な方法については、ロビーイングの重要なステップをまとめた資料（添付資料 2）を参照されたい。

7.1 英国の場合

英国において、企業が自社に影響を与えるような法律に影響を与えようとする場合、最大の原則は、「可能な限り早い段階で行動を起こす」ことである。まず第一に政府と関連する政府機関幹部に対してロビーイングを行うことを検討するべきである。政府のホームページをモニターし、主要な政府大臣を見極めてコンタクトをとり、費用対効果分析および、できれば独立した市場調査で主張を裏付けるべきである。第二に、議員、特に自身の選挙区の議員や関連する委員会の委員にコンタクトをとり、立法の進行状況を見守る。さらに、同業組合の会員になることや、同じ意見を持つ会社と協力すること、また、場合によってはメディアを利用することなどを検討することが望ましい。

7.2 EU の場合

EU におけるロビーイングも、英国の場合と同様である。EU においてコンタクトを取り、情報を取得し、そして説得することが必要な機関は、欧州委員会、欧州議会議員、閣僚理事会、業界団体およびメディアである。英国におけるロビーイングとの主要な相違点は、EU においてコンタクトを取り面会する必要がある機関は、地理的に分散しているということである。

ロビーイングを行う上で最も重要な機関は、ブリュッセルにある欧州委員会であり、総局長や主要な職員の中から、責任者を見極めることが最も重要である。欧州委員会に加えて、ストラスブールに本拠を置く欧州議会議員も、法律の形成に影響を与える主要な人物である。ロビーイングは、欧州委員会と欧州議会議員に限定されるわけではない。閣僚理事会を通して、各 EU 加盟国政府に対して、首尾一貫した取り組みが採用されていることを、可能な限り確認する必要がある。当然ながら、どの EU 加盟国が自身の意見に賛同するかを見極めることが重要である。

英国の場合と同様に、業界団体や、一時的に特定の団体の会員になることも検討するべきである。英国および EU におけるロビーイングの専門家に加えて、メディアを利用することも、ロビーイングの過程において重要な役割を果たす。ロビーイングの要点については、添付の要約を参照されたい。

8. 結論

EU 拡大により、EU 域内の生産者は多くのメリットを享受できると考えられている。例えば、新しく加盟した中・東欧諸国に製造工場を設立することは、商業上の観点からは非常に魅力的なものかもしれない。また、各加盟国における法律が調和されるため、法の確実性が増すことも期待できる。しかし、加盟国間で法律が調和され、確実性が増すことにより、生産者にとってのリスクも増加する。改正された EU 製造物安全一般指令では、生産者は、製品の安全性に問題が生じた場合、問題が生じた国のみならず、全 EU 加盟国の所管機関に対応・協力してリコールを組織する体制を整えなくてはならない。これは、以前に比べて莫大なコストと労力が必要になることを意味する。

新しい EU の製造物安全制度に対応する準備ができているかどうかを評価し、また、新規加盟国で製造物を流通させることを検討する上で、日本を含む EU 域外の生産者は、EU への流通システムを見直す適切な時期にきているように見受けられる。

検討すべき問題点を以下に整理する。

【情報】

- ・ 現在、どのような安全性に関する情報や指示が製造物別に提供されているか。
- ・ それらは、改正された EU 指令に鑑みて十分なものであるか。

【報告】

- ・ 問題点を社内上層部へ報告する、EU 域内におけるサプライ・チェーンの当事者との取り決めはどのようになっているか。
- ・ 日本の製造業者に報告する義務は存在するか。
- ・ 報告について、追跡調査をする責任は誰にあるか。

【責任 / 意思決定】²

- ・ 救済措置を採用するかどうかの判断の責任は、誰が負うか。
- ・ 誰がそのような措置を実行するか。
- ・ 誰が政府当局に通知するのか。

²改正された EU 指令は、生産者と流通業者の両方に多くの責任を課すものである。しかしながら、生産者は、製造物の安全性を評価する責任者を決定する一定の手続きを設定したいと望むであろう。

生産者が、潜在的な製造物のリコールに直面した場合、迅速に行動しなくてはならない。意思決定の遅れや情報および書面の提供に関する遅れは、強制的なリコールが命令される可能性を増加させるだけであることは明らかなためである。従って、迅速な製造物の回収・リコールの手続きを実行できるように、十分に準備しておく必要がある。

EU 製造物安全一般指令 - 2004 年 5 月時点の国内法化の進展状況

【既加盟国】

国名	EU 指令 (2001/95)の国内法化の進捗	国内法化の期日 / 国内法化未完了の場合は、 その予定期日	国内法の名称
オーストリア	未完了	国内法化未完了。現在、連邦社会保障・世代・消費者保護省により草案が回覧され、受け取ったコメントにつき検討されている。	該当せず
ベルギー	完了	2002 年 12 月 18 日付の法律により国内法化され、2003 年 2 月 16 日より施行。	Loi modifiant certaines dispositions relatives à la sécurité et la santé des utilisateurs (フランス語名)(使用者の安全衛生に関する一定の条項を改正する法律) 同法は既存の法律を改正するものであり、改正統合法は、製品とサービスの安全に関する 1994 年 2 月 9 日付の法律と呼ばれる。(フランス語名: Loi relative à la sécurité des produits et des services)
デンマーク	完了	2003 年 12 月 19 日に国内法化され、2004 年 1 月 15 日より施行。	製造物安全法の改正に関する 2003 年 12 月 19 日付法律第 1170 号
フィンランド	完了	国内法は、2004 年 1 月 13 日にフィンランド議会により承認され、2004 年 2 月 16 日より施行。	Laki kulutustavaroiden ja kuluttajapalvelusten turvallisuudesta「消費者向け製品とサービスの安全性に関する法律」
フランス	未完了	立法府で草案が協議される準備が整っている。しかしながら、国内法化が遅れている複数の EU 指令を国内法化するために、政府は、これ	Projet de loi: Adaptation de le législation au droit communautaire : sécurité des

国名	EU 指令 (2001/95)の国内 法化の進捗	国内法化の期日 / 国内法化未完了の場合は、 その予定期日	国内法の名称
		らの EU 指令を通常より迅速な手続きの下に国内法化する許可を議会に求めた。政府は、今では EU 指令(2001/95)を"ordonnance"(法令)により国内法化することができる。そのような法令は、議会の許可が下りた日より 4 ヶ月以内(つまり、2004 年 7 月 18 日まで)に立法化されなくてはならない。法令の条項は、法案の条項と同じものであることが予測されている。	produits, assurance et transparence financière
ドイツ	完了	国内法は、2004 年 1 月 6 日に公布され、2004 年 5 月 1 日より施行。	Gesetz zur Neuordnung der Sicherheit von technischen Arbeitsmitteln und Verbraucherprodukten
ギリシャ	未完了	国内法化未完了。所管官庁である消費者保護省(Geniki Gramatia Katanaloti)によれば、EU 指令(2001/95)はいまだ国内法化されていないが、実際には適用されるということである。	該当せず
イタリア	完了	国内法は、2004 年 5 月 14 日に議会を通過した。同法は、官報に発表された時点で(近日中)施行される。	Decreto Legislativo: Attuazione della direttiva 2001/95/CE relativa alla sicurezza generale dei prodotti.
ルクセンブルク	未完了	国内法化未完了。法案が準備され、Conseil d'Etat に提出された。今期中に議会を通過する見込みはなく、国内法化は早くても 2004 年 9 月になるであろう。	該当せず
オランダ	未完了	国内法化未完了。しかしながら、食品および消費者向け製品安全庁("Voedsel en Warenautoriteit")によれば、法案が、議会で検討される前段階として、内閣に提出されたとのことである。本年中の国内法化が予測されてい	該当せず

国名	EU 指令 (2001/95)の国内法化の進捗	国内法化の期日 / 国内法化未完了の場合は、 その予定期日	国内法の名称
		る。	
ポルトガル	未完了	国内法化未完了。消費者協会("Instituto do Consumidor")によれば、国内法が準備されているが、国内法化期日は予測できないとのことである。	該当せず
スペイン	完了	国内法(製造物安全一般に関する勅令)は、2003年12月26日に閣僚会議により承認され、2004年1月15日より施行。	Real Decreto Sobre Seguridad General De Los Productos (Garantias De Seguridad Para La Produccion Y Comercializacion De Bienes Y Servicios)
スウェーデン	完了	国内法は、最近、議会通过し、2004年7月1日より施行される。	Produktsäkerhetslag (製造物の安全性に関する法律)
英国	未完了	政府は、いまだ協議の段階にある。貿易産業省の現在の予定では、夏の終わり(つまり、2004年8月)に規則案を発表することを目標としている。同省は、同規則が年末には議会通过することを期待している。	入手不可能

【欧州自由貿易連合 (EFTA)加盟国³】

2004年5月時点

国名	EU 指令 (2001/95)の国内 法化の進捗	国内法化の期日 / 国内法化未完了の場合は、 その予定期日	国内法の名称
アイスラ ンド	完了	議会(Althingi)は、最近、法律第 134/1995 号を 修正することにより、国内法化を完了した。改 正法は、来月(7月)Legal Gazette に発行され た時点で施行される。	新法は、製品の安全性および公式の 市場管理に関する 1995 年 12 月 22 日付の法律第 134 号の改正版である。 (Lög um öryggi vöru og opinbera markaðsgæslu nr. 134/1995)
リヒテン シュタイ ン	完了	国内法が 2004 年 6 月 2 日より施行。	Liechtenstein Law Gazette 2004 No. 127
ノルウェ ー	未完了	司法・警察省が国内法を準備中である。2004 年 7 月 1 日付の法律として国内法化される予定 である。	該当せず
スイス	未完了	スイスは、欧州自由貿易連合(EFTA)の加盟国で あるが、他の EFTA 加盟国のように欧州経済領 域条約を批准していない。従って、EU 指令を 国内法化する同様の義務はなく、国内法化の予 定もない。しかしながら、実際には、EFTA 加 盟国としての義務を遵守するために、国内法が EU 指令と矛盾しないことを確保するものであ る。	該当せず

³ EU 指令(2001/95)は欧州経済領域全域に関連があり、従って欧州経済領域条約を批准したすべての欧州自由貿易連合加盟国により国内法化される。

【新規加盟国】

2004年5月時点

国名	消費者保護の分野における、EU 合意の採択状況 ⁴	期日
キプロス	国内法化未完了	2004年1月14日時点
チェコ	製造物安全一般法の一部として国内法化された。	2001年2月より施行
エストニア	国内法化未完了	2004年1月14日時点
ハンガリー	製造物安全一般に関する EU 合意を適用しなければならない。	2004年1月14日時点
ラトビア	国内法化未完了	2004年1月15日時点
リトアニア	国内法化未完了	2003年11月時点
マルタ	国内法化未完了	2003年11月時点
ポーランド	国内法化未完了	2003年11月時点
スロバキア	EU 指令(2001/95)の適用を含む、EU 合意の国内法化を完了しなくてはならない。	2004年2月9日時点
スロベニア	国内法化未完了	2004年2月9日時点

⁴欧州委員会により発行された監視報告書および評価による。

ロビーイング

I. 英国におけるロビーイング

【公務員および政府】

1. 協議や政策に関する発表について、英国政府のホームページをモニターし、適宜対応する。立法過程に影響を与えようとする際の重要な原則は、早期に行動を起こすことが常により効果的であるということである。
2. 可能な限り、自らの主張を裏付けるコスト・ベネフィットの分析を提供し、独立した市場調査を行うことを検討する。
3. 主要な大臣に書簡を送付し、適切であれば面会を申し込む。
4. どの政府省庁が最も影響力を有することになるかを見極め、直接的に政策形成に責任を持つ公務員と良好な関係を築く。
5. 関連する業界の政府主導のイニシアティブや団体に関与することを検討する。

【議会】

6. 自身の選挙区の議員と良好な関係を築く。案件を下院に持ち込むよう説得することができる可能性もある。
7. 特別な関心、あるいは特定の委員会の委員であるために、協力を期待できるような他の下院議員や上院議員に接触する。
8. 関連する法案の議会における進行状況を見守り、必要であれば修正を求める。法案は、協議のためにドラフトの形で発表されることが多くなってきている。これは、早期にロビーイングを行う貴重な機会を提供するものである。
9. 議会での質問、アーリーデー動議（訳注：ある議員の書面による提案に他の議員

が署名したもの、議員提出法案、休会動議をめぐる討議、および特別な議会委員会などで提起される特別の問題に注意を向ける。

【同業組合 (Trade Associations)】

10. 関連する同業組合の会員になることを検討し、同業組合がすべての問題を認識していることを確認する。
11. 問題がより専門的である場合、あるいは同業組合が存在しない場合、潜在的な味方と敵を見極め、特定のロビーイング・キャンペーンを行うための、特別の団体を設立することを検討する。
12. 他の同業組合が類似した、あるいは従属的な興味があるかどうかを検討し、それらの組合の援助を求める。

【メディア】

13. 会社の知名度を高める機会を見つける。例えば、新製品の発売、100人目あるいは1,000人目の顧客の記念、経済的な達成など。
14. 全国紙あるいは業界紙において特定の問題を取り上げられることを検討する。

II. EUにおけるロビーイング

【欧州委員会】

1. 欧州委員会は、立法を提案し政策形成する権限を有するので、ロビーイングを行うに当たり、しばしば最も重要な機関である。
2. 欧州委員会の年間事業プログラム、政策、提案、プレス・リリース、およびその他の書類を公表する、同委員会のホームページ(www.europa.eu.int)をモニターする。
3. 欧州委員会の見解と現時点における解決策を述べる、同委員会の公式な協議書(緑書および白書)に詳細に回答する。

4. どの総局長 (Directorates-General) が最も影響力を有するかを見極め、主要な委員会職員 (つまり、提案を草案し調査する責任者。比較的地位の低いポジションであることが多い) と良好な関係を築く。

【欧州議会議員】

5. 欧州議会に案件を提出するよう説得することができるかもしれない、国内レベルの欧州議会議員、および関連する業界と関係のある欧州議会議員に接触する。
6. 提案された立法をどの委員会が精査するかを調査し、報告者 (the Rapporteur) (すべての立法上の提案に関して重要な欧州議会議員) および、同委員会のその他の議員に接触する。
7. 欧州議会における様々な立法過程を見守る。必要に応じて修正を求める。

【閣僚理事会】

8. 各加盟国政府、特に最も強力な関係あるいは影響力がある国に対して、首尾一貫した主張を行うようにする。各国政府機関幹部とコンタクトを維持する。
9. どの加盟国が、自身のポリシーと緊密な協力関係にあるかを見極める。

【業界団体 (Industry Associations)】

10. 関連する欧州の業界団体の会員になることを検討し、業界団体がすべての問題について認識していることを確認する。
11. 潜在的な味方と敵を見極め、特定のロビーイング・キャンペーンを行うための、特別の団体を設立することを検討する。欧州委員会および欧州議会は、個人の見解よりも、業界全体の見解に対して、より耳を傾ける。

【メディア】

12. 「 European Voice 」などのブリュッセルの新聞、業界紙および他の加盟国の新聞に、特定の問題を提起することを検討する。